

大和市告示第195号

大和市水痘予防接種の任意接種費用助成要綱を次のように定める。

平成26年11月21日

大和市長 大 木 哲

大和市水痘予防接種の任意接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第80号。以下「厚生労働省令」という。）附則第3項の規定により予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第20条の規定による注射を受けた者とみなされる者が、厚生労働省令附則第2項の規定にかかわらず、任意に2回目の水痘の予防接種（以下「任意接種」という。）を受けた場合に、その費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任意接種の対象者)

第2条 助成の対象となる任意接種の対象者（以下「被任意接種者」という。）は、任意接種を受けた日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定により仮放免されて、本市に居住している者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（当該任意接種を受けた日以前に水痘に罹患した者は除く。）とする。

(1) 任意接種を受けた日において3歳以上5歳未満であった者

(2) 平成26年10月1日から同月31日までの間に任意接種を受けた者

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、被任意接種者の保護者（現に被任意接種者を養育する者を含む。以下「保護者」という。）とする。

(助成額)

第4条 助成の額は、任意接種に実際に要した費用又は9,234円のいずれか低い方の額とする。

(助成金の申請及び請求)

第5条 助成金を受けようとする保護者は、平成27年3月31日までに大和市水痘の予防接種の任意接種費用助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に助成金の申請をしなければならない。

(1) 任意接種の費用を支払ったことを証する書類

(2) 任意接種の予診票の写し又は被任意接種者の母子健康手帳等当該任意接種の記録を確認できる書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定した上で、その旨を大和市水痘の予防接種の任意接種費用助成金交付決定通知書又は大和市水痘の予防接種の任意接種費用助成金不交付決定通知書により保護者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成することを決定したときは、保護者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(様式)

第9条 この要綱において使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに申請した保護者については、第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市水痘予防接種の任意接種費用助成金交付申請書兼請求書	第5条
第2号様式	大和市水痘予防接種の任意接種費用助成金交付決定通知書	第6条
第3号様式	大和市水痘予防接種の任意接種費用助成金不交付決定通知書	第6条